

各務原市包括連携協定 ガイドライン

各務原市企画政策課

令和7年1月

目 次

1.はじめに	1
2.包括連携協定について	2
(1) 定義	2
(2) 連携の要件等	2
(3) 決定	3
(4) 有効期間	3
(5) 検証	3
(6) 解除	4
3 包括連携協定の流れ	5
1. 連携協定の締結	5
(1) 提案・確認	5
(2) 連携事業の庁内調整	5
(3) 担当課と事業者等による協議	5
(4) 連携協定締結可否の回答	5
(5) 連携協定の締結	5
(6) 連携事業の実施	5
《フロー図》	6
2. 連携協定締結後の取組	7
A 連携事業の実績報告	7
B 定例会議の開催	7
C 新規提案	7
D 新規提案の実施可否の回答	7
E 個別協議	7
F 連携事業の実施	7
《フロー図》	8
4.参考	9
(1) 各種様式	9
(2) 協定書例	15

1.はじめに

人口減少・少子高齢化の進行や、激甚化・頻発化する自然災害など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化し、行政ニーズも日々多様化・複雑化しています。こうした時代の変化、ニーズに迅速かつ的確に対応するため、企業や団体、大学などとの連携を強化し、民間の活力を施策に活かすことの重要性がますます高まっています。

包括連携協定の締結は、市と事業者等がそれぞれの強みを活かし、幅広い分野で連携するための有効な手段の一つとして、質の高い行政サービスの提供が可能となります。

包括連携協定を締結した本市と地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者等が、協定に基づく取組を推進し、着実にその成果につなげるため、本ガイドラインを定めるものです。

なお、実効性のあるガイドラインとなるよう、必要に応じて見直しを行います。



2. 包括連携協定について

(1) 定義

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する個別連携協定とは異なり、地域課題の解決に対する意欲と実行力のある事業者等と、市の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

種 別	概 要	所 管
包括連携協定	多岐にわたる分野において、包括的に相互協力した取組を行うための協定	企画政策課
個別連携協定	個別の分野で具体的な事業を実施するための協定 (例)災害時応援協定	担当課

※名称に「包括連携協定」が含まれる場合でも、特定の分野や個別的な事業にかかる協定であれば個別連携協定として取扱います。

逆に、名称に「包括連携協定」が含まれない場合でも、分野が多岐に渡り、包括的に相互協力した取組を行うためのものは包括連携協定として取扱います。

(Ex.①「健康・福祉分野における包括連携協定」、「SDGs の推進に関する包括連携協定」⇒個別連携協定)

(Ex.②「地域連携協定」(移住定住・市の魅力発信に関すること、観光・農業振興に関すること、スポーツ振興に関すること、文化・芸術振興に関すること、子育て支援に関すること など連携分野が多岐に渡るもの)⇒包括連携協定)

(2) 連携の要件等

①事業者等及び連携事業の基準

【事業者等】

事業活動または公共的活動を行う企業、法人その他団体(国・地方公共団体を除く)であつて、次のいずれにも該当するものとします。

- ・市との連絡調整を密にしながら、連携事業を推進できること
- ・連携協定の必要性を理解し、賛同していること
- ・地域課題等の解決に向けて、市と協働で取り組む意欲があること
- ・市税等を完納していること
- ・法令等に違反する行為、またはこれに類する行為を行っていないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業またはこれに類する行為を行っていないこと。
- ・暴力団や暴力団員と関係を有していないこと
- ・その他包括連携協定の対象としてふさわしいものであること

【連携事業】

地域課題の解決や市民サービスの向上、地域の活性化を図るため、市と連携・協働して実施する取組であり、次のいずれにも該当するものとします。

- ・事業者等の直接的な営業または広告宣伝を目的とするものではないこと
- ・政治活動または宗教活動を目的とするものでないこと
- ・事業者等への利益誘導、人権侵害またはこれに類するおそれがないこと
- ・その他包括連携協定の対象としてふさわしいものであること

② 費用負担

原則、市に費用負担は発生しないものとします。

また、協定書には、市の費用負担の発生の有無にかかわらず、費用負担の項目を必ず規定することとします。

※災害時における連携事業など、両者協議の上決定したものについてはこの限りではありません。その際は、協定書において市と事業者等との費用の負担区分を明記することとします。

③ 随意契約について

市が発注する業務について、包括連携協定を理由として、協定を締結した事業者等と随意契約を締結することはできません。

(3) 決定

事業者等から連携協定に関する提案があった場合、提案内容について、庁内の調整(連携事業実施の可能性の調査など)を経て、連携協定締結の可否を判断します。

なお、「(2)連携の要件等」の基準を満たさない場合や、連携事業の内容と市のまちづくりの方向性が合致しないと判断された場合は、締結を見送ります。

(4) 有効期間

連携協定の有効期間は、締結の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとします。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、市または事業者等から更新しない旨の申し出がない場合には、同一の条件をもって1年間更新(自動更新)するものとします。

※市または事業者等に特別の事情がある場合は、有効期間を別途定めます。

(5) 検証

市と事業者等の間で定例会議を開催し、前年度の連携事業に対する評価や改善点などについて、検証を実施します。

(6) 解除

次の条件に合致した場合、連携協定を解除することができるものとします。

- ・「(2)連携の要件等」の基準を満たさなくなった場合
- ・ 2 年以上実績がなく、かつ、将来的にも連携の可能性が低いと判断される場合

3 包括連携協定の流れ

1. 連携協定の締結

(1) 提案・確認

事業者等は2の「(2)連携の要件等」などを確認した上で、市企画総務部企画政策課に対し、「包括連携協定に関する提案書」(様式1)により、連携協定締結の提案を申し出るとともに、連携を希望する分野等の説明を行います。

(2) 連携事業の庁内調整

企画政策課から各課に対し、「提案・確認」に基づく連携事業実施の可能性と、その他連携を希望する事業の調査を実施します。

(3) 担当課と事業者等による協議

「連携事業の庁内調整」の調査結果を踏まえ、連携事業の可能性について、担当課とともに、事業者等と詳細な確認・協議を実施します。

(4) 連携協定締結可否の回答

協議結果を踏まえ、連携協定締結の可否について、「包括連携協定の締結等の可否(回答書)」(様式2)により事業者等に回答します。

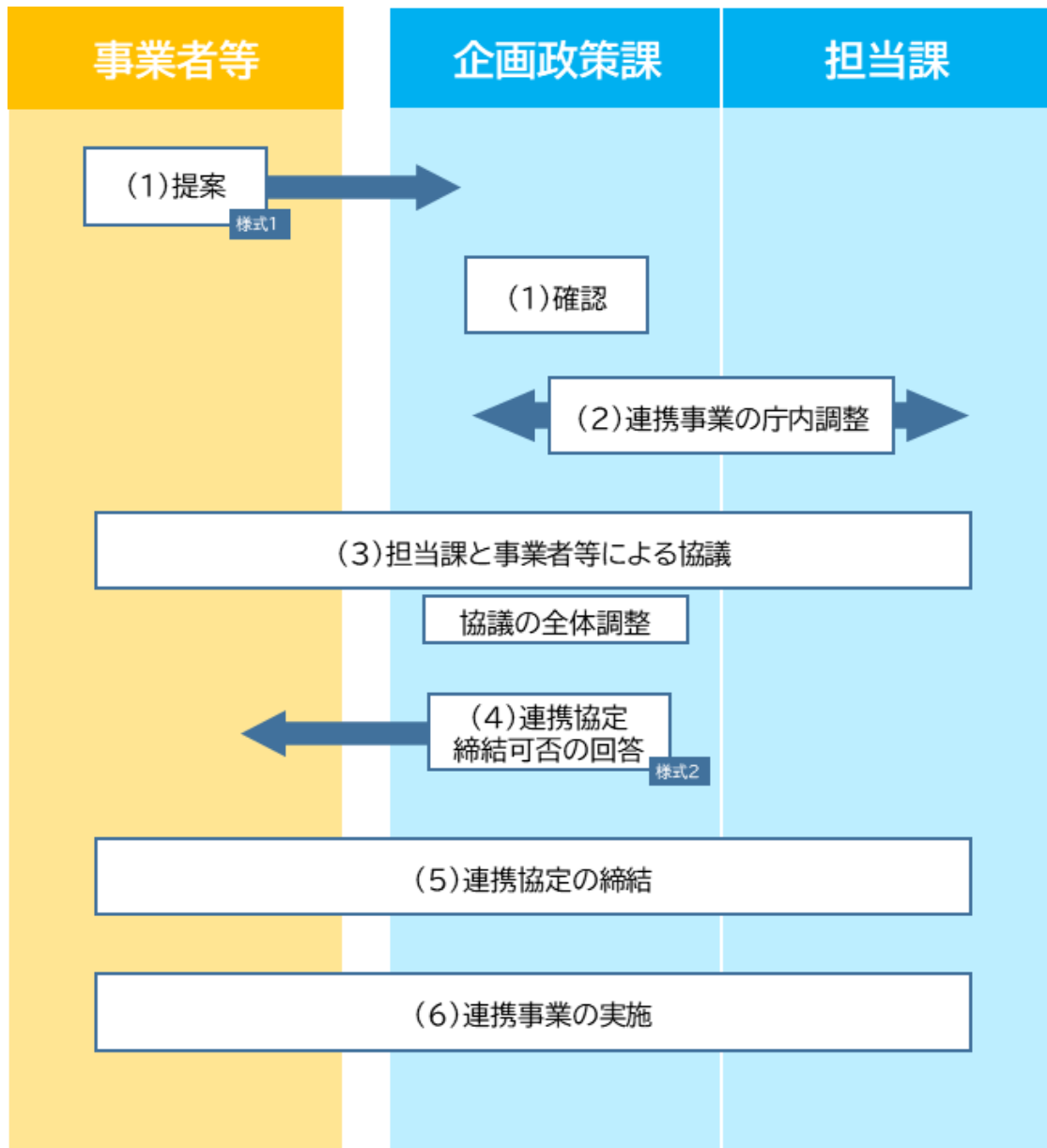
(5) 連携協定の締結

回答書により、連携協定締結が可能と判断された場合、4の「(2)協定書例」を基に、協定の内容を十分に協議し、連携協定を締結します。

(6) 連携事業の実施

連携協定に基づき、市と事業者等との間で、詳細な協議を経て、連携事業を実施します。

《フロー図》



2. 連携協定締結後の取組

A 連携事業の実績報告

事業者等は、各連携事業の担当課に確認の上、年度末までに企画政策課に「連携事業の実績報告書」(様式 5)を提出します。

B 定例会議の開催

市と事業者等の間で定例会議を開催します。

- ・A に基づく前年度の連携事業に対する評価や改善点
- ・当年度の連携事業や各担当者についての確認
- ・双方からの新規提案の整理

などについて協議します。

※定例会議は、少なくとも年度当初に1回行うものとし、必要に応じて適宜開催します。

※定例会議は、企画政策課、当該連携協定に関わる全ての事業担当課、事業者等で行います。

C 新規提案

a:事業者等から連携協定に基づく新規提案の連携事業がある場合は、事前に企画政策課へ報告の上、提案書(様式 1)を用いて提案します。

b:市の各課から新規提案がある場合には、提案の担当課、企画政策課と調整の上、提案書(様式 3)を用いて事業者等へ提案します。

D 新規提案の実施可否の回答

a:市は、事業者等から市に対して行った新規提案の実施可否について、企画政策課・事業担当課と協議の上、回答書(様式 2)により事業者等へ回答します。

b:事業者等は、市から事業者等に対して行った新規提案の実施可否について、「連携事業実施の可否(回答書)」(様式 4)により回答します。

実施可能となった提案事業の担当課は、当該事業者等と連携事業を実施します。

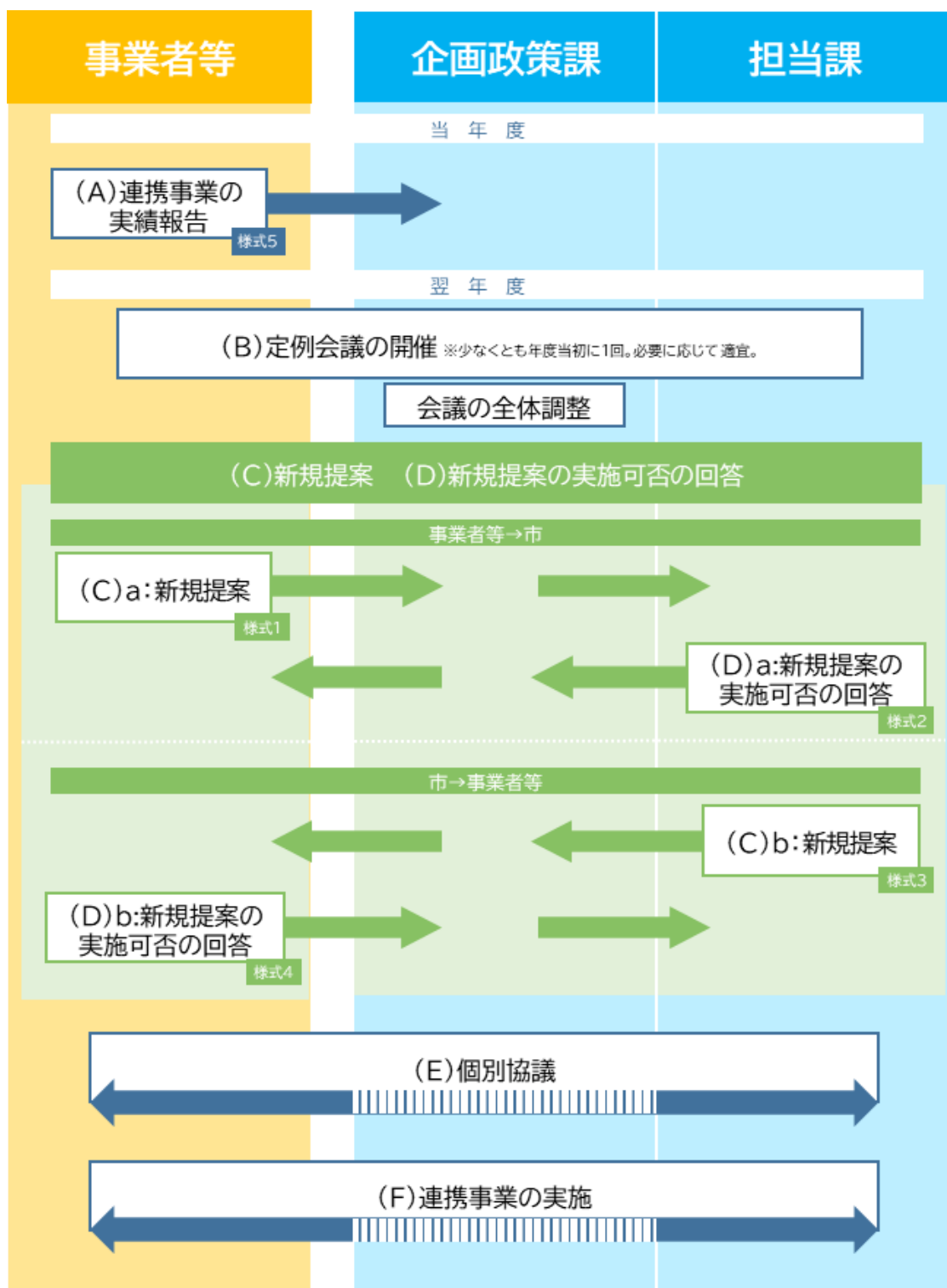
E 個別協議

継続事業、新規事業に関わらず、事業の詳細な内容等を調整する協議については、事業担当課と事業者等で実施します。

F 連携事業の実施

個別協議に基づき、各連携事業を実施します。

《フロー図》



4.参考

(1) 各種様式

①様式 1:包括連携協定に関する提案書

(様式1)

年 月 日

(宛先)各務原市長

所 在 地:

事業者等名称:

代表者氏名:

包括連携協定に関する提案書

包括連携協定に係る連携事項及び連携事業について、次のとおり提案します。

確認事項	(下記をご確認の上、右記に☐をお願いします。) ・上記に記載する事業者等は、各務原市包括連携協定ガイドライン2(2)①の事業者等の要件のいずれにも該当している。 ・提案する連携事業は、同ガイドライン2(2)①連携事業の要件のいずれにも該当している。			☐
連携事項	1. に関する事 2. に関する事 3. に関する事 4. に関する事 ※下記「連携事項」に転記し、それぞれの事業の詳細を記載すること。 ※連携事項は4つに限らない。			
提案事業 ※連携事項の数により欄が不足する場合は適宜追加すること。	1	連携事項	に関する事	
		事業名		
		取組概要		
		具体的内容 ・ 効果		
	2	連携事項	に関する事	
		事業名		

		取組概要	
		具体的内容 ・ 効果	
	3	連携事項	に関すること
		事業名	
		取組概要	
		具体的内容 ・ 効果	
	4	連携事項	に関すること
		事業名	
		取組概要	
		具体的内容 ・ 効果	
他自治体との 包括連携協定の 締結状況	自治体名	取組実績	
連絡先	部署名		
	担当者氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

※別紙企画書等を添付してください。

②様式 2:包括連携協定の締結等の可否(回答書)

(様式2)

年 月 日

様

各務原市長

包括連携協定の締結等の可否(回答書)

年 月 日付で提出のあった包括連携協定に関する提案書について、協議の結果、次のとおり回答します。

1. 包括連携協定の締結の可否

2. 連携事業の実施の可否

No.	事業名	連携の可否	理由
1			
2			
3			
4			

③様式 3:連携事業の提案書(市→事業者等)

(様式3)

年 月 日

様

連携事業の提案書

包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり提案します。

連携事業者等名		
提案部署名		
担当者名		(連絡先)
No.	提案事業名	内 容
1		
2		
3		
4		

※提案内容が具体的にわかる資料等などがあれば添付してください。

④様式 4:連携事業実施の可否(回答書)(事業者等→市)

(様式4)

年 月 日

(宛先)各務原市長

所 在 地:

事業者等名称:

代表者氏名:

連携事業実施の可否(回答書)

包括連携協定に係る連携事業について、次のとおり回答します。

No.	提案事業名	連携可否	理 由
1			
2			
3			
4			
連 絡 先	部 署 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号		
	メー ル ア ド レ ス		

⑤様式 5:連携事業の実績報告書

(様式5)

年 月 日

(宛先)各務原市長

所 在 地:

事業者等名称:

代表者氏名:

連携事業の実績報告書

包括連携協定に基づき、 年度に実施した連携事業について、次のとおり報告します。

No.	事業名	市連携部署	内容
1			
2			
3			
4			
連絡先	部 署 名		
	担 当 者 氏 名		
	電 話 番 号		
	メ ー ル ア ド レ ス		

※取組内容が具体的にわかる資料等を添付してください。

(2) 協定書例

各務原市と との包括連携に関する協定書(例)

各務原市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、相互に連携することで、地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、協働による事業を推進することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携して取り組むものとする。

- (1) に関する事
- (2) に関する事
- (3) に関する事
- (4) に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定例会議を開催し、具体的な連携内容について定期的に協議を行うものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条第1項に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づいて行う業務については、原則、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第 6 条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 3 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の解除)

第 7 条 乙が本協定に関して提出した提案書の確認事項に違反した場合、虚偽の申告を行った場合、その他本協定の趣旨に反する行為があった場合、甲は本協定を解除できる。

(協議)

第 8 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市長

乙